

徳島県地域医療介護総合確保基金の管理運営状況について

基金の名称	徳島県地域医療介護総合確保基金												
基金設置法人名	徳島県												
基金の額	<p><令和5年度造成額></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">医療分</td><td style="width: 70%;">943, 468 千円</td></tr> <tr> <td>介護分</td><td>384, 298 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>1, 327, 766 千円</td></tr> </table> <p><基金残高> (R6. 3. 29現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">医療分</td><td style="width: 70%;">4, 007, 510 千円</td></tr> <tr> <td>介護分</td><td>1, 455, 280 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>5, 462, 790 千円</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">※造成した基金は年度末に執行額を取崩</p>	医療分	943, 468 千円	介護分	384, 298 千円	合 計	1, 327, 766 千円	医療分	4, 007, 510 千円	介護分	1, 455, 280 千円	合 計	5, 462, 790 千円
医療分	943, 468 千円												
介護分	384, 298 千円												
合 計	1, 327, 766 千円												
医療分	4, 007, 510 千円												
介護分	1, 455, 280 千円												
合 計	5, 462, 790 千円												
国費相当額	<p><令和5年度造成額></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">医療分</td><td style="width: 70%;">704, 370 千円</td></tr> <tr> <td>介護分</td><td>256, 198 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>960, 568 千円</td></tr> </table> <p><基金残高> (R6. 3. 29現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">医療分</td><td style="width: 70%;">2, 838, 636 千円</td></tr> <tr> <td>介護分</td><td>970, 187 千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>3, 808, 823 千円</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">※造成した基金は年度末に執行額を取崩</p>	医療分	704, 370 千円	介護分	256, 198 千円	合 計	960, 568 千円	医療分	2, 838, 636 千円	介護分	970, 187 千円	合 計	3, 808, 823 千円
医療分	704, 370 千円												
介護分	256, 198 千円												
合 計	960, 568 千円												
医療分	2, 838, 636 千円												
介護分	970, 187 千円												
合 計	3, 808, 823 千円												
基金事業の概要	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、当該基金を活用して以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> I – 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 I – 2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 II 居宅等における医療の提供に関する事業 III 介護施設等の整備に関する事業 IV 医療従事者の確保に関する事業 V 介護従事者の確保に関する事業 VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 												
基金事業を終了する時期	地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。												
基金事業の目標	医療介護総合確保促進法に基づく徳島県計画に記載。												
基金事業の採択に当たつての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	各事業所管課において、補助金交付要綱に基づき、申請手続き等を実施。												